定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規

○厚生労働省告示第二百九十二号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に

関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平

成十七年厚生労働省告示第百十二号)の一部を次の表のように改正する。

令和五年十月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

3 	計算及び表示機 矯正スケジュー 夕受信機能 機器等からのデ支援すること。	1 接続する併用医 治療計画の決定	六 (略) (略) (略)	番号 医療機器の名称 既存品目との同等性	別表第二	改正後
3	2				-	改
ル送信機能	E ル計算及び表 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	接続する併用が定める基準にが定める基準にの評価項目についます。	(略)	項目とその基準 存品目との同等		
1	支援すること。	治療計画の決定 用する機器情報や の力し創外固定器使用	(略)	使		
		をのを併時		未]	
					п.т	
			六一	番号	別表第1	
		設 新 (新設)			別表第二	⊒kr
		新	\$	番号 医療機器の名称 既存品目との同等性 基	別表第二	改正前

(傍線部分は改正部分)